

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和5年2月 24 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200199 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200066 号

第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における平成24年9月26日の標準賞与額を35万9,000円に訂正することが必要である。

平成24年9月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成24年9月

A社から、請求期間に係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていた。請求期間の賞与明細書を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書（写）により、請求者は、請求期間において、A社から標準賞与額35万9,000円に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、オンライン記録によると、請求者のA社における当該期間に係る標準賞与額は、平成24年9月25日に25万2,000円と記録されているところ、C銀行から提出された請求者に係る預金元帳において、上記賞与明細書（写）により確認できる差引支給額の振込が、同年9月25日ではなく、同年9月26日に賞与として確認できることから、同年9月26日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月26日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、D年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保

険者賞与支払届（賞与支払年月日：平成 24 年 9 月 25 日、標準賞与額：25 万 2,000 円）に記載された賞与の「通貨によるものの額」は、上記賞与明細書（写）の差引支給額及び上記預金元帳における平成 24 年 9 月 26 日の賞与振込額と一致することから、同賞与支払届は、当該期間に係る賞与として、上記賞与明細書（写）に基づいて作成されたものであると認められるところ、同賞与支払届に記載された賞与支払年月日及び標準賞与額がオンライン記録と一致することから、当該期間に係る賞与について、事業主から厚生年金保険の記録どおりの賞与支払年月日及び標準賞与額として健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 24 年 9 月 26 日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。